

# 第3種門川漁港における ①放置等禁止区域指定

# ②プレジャーボート係留指定施設指定 のお知らせ

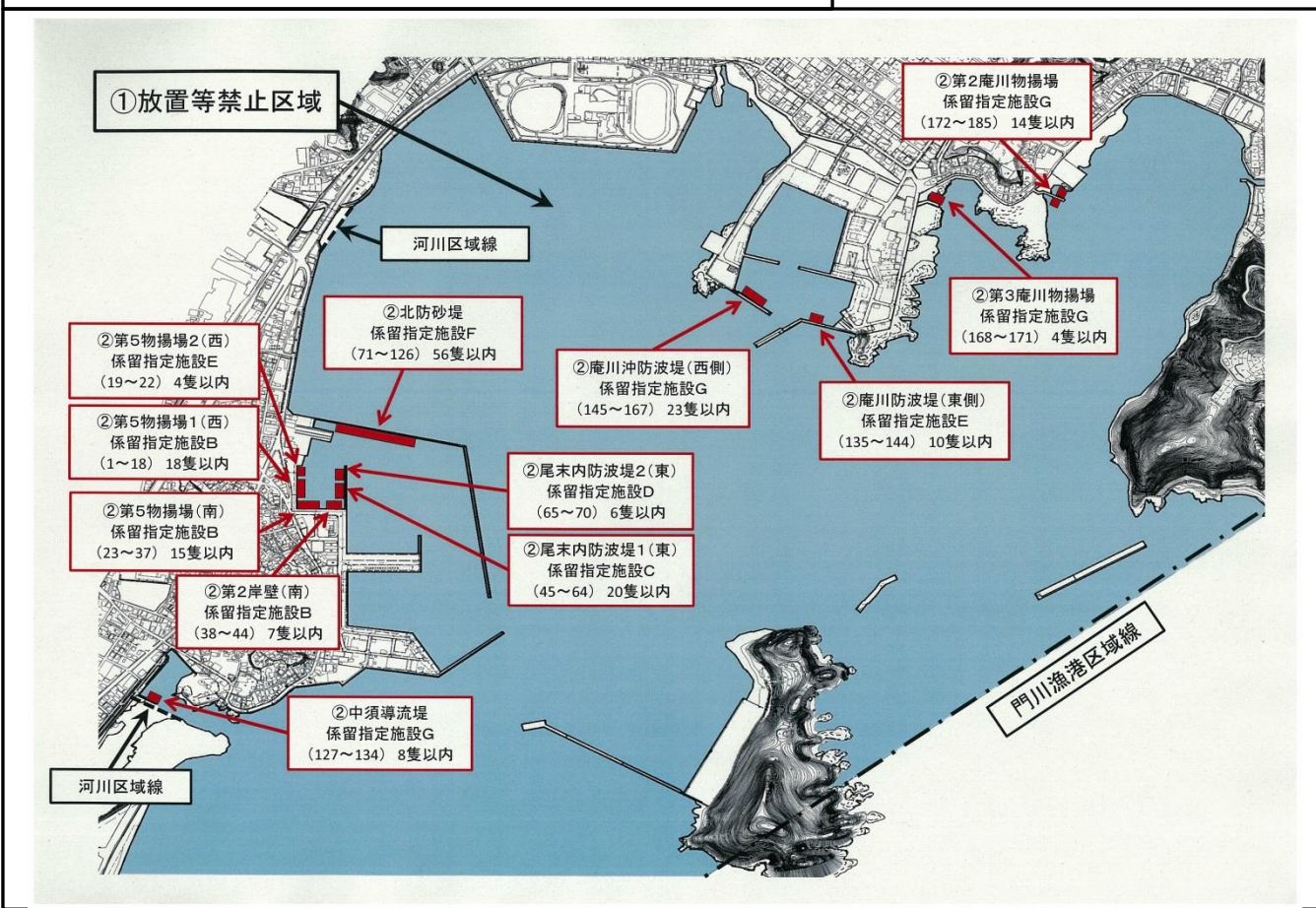
門川漁港においては、次の通り放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。  
今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

- ①について  
漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止区域	水際線から門川漁港区域線に囲まれた水域すべて(青色部分)
放置等禁止物件	漁船を除く船舶

- ②について  
宮崎県漁港管理条例の規定により、プレジャーボートが使用することができる施設を指定します。なお、使用するには許可が必要ですので北部港湾事務所へお問い合わせください。  
(電話:0982-52-5366)

## 放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

**違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるのでご注意ください。**  
なお、指定は平成25年4月1日より適用します。

宮崎県知事